

平成30年度負担金の額及び徴収方法

一般財団法人東北貸切バス適正化センター

1. 負担金の額

- ① 1両あたり1カ年・・・・・・・・・・・・・・・・・・4,080円
- ② 1営業所あたり1カ年・・・・・・・・・・・・・・・・・・31,910円
- ③ 事業者ごとの負担金の額は、負担金の単価に本年2月1日現在における営業所数及び車両数を乗じ合計して算出する。

2. 負担金の徴収方法

(1) 負担金の請求

平成30年2月1日現在の貸切バス届出車両数及び営業所数をもって、1カ年分の負担金の額を算出し、期首において請求いたします。

(2) 負担金の納付

上記(1)により算出した1カ年の負担金を一括納付していただきます。
なお、分割納付を希望する場合は、1カ年の負担金を四半期ごとの分割による負担金の額を等分し、納付することができます。

(3) 負担金の精算

年度途中で新規許可又は事業計画の変更等が生じた場合の負担金の精算の要否については下表のとおりとします。

新規許可	精算します
事業廃止、許可取消	精算します
事業の休止、再開	精算します
事業の譲渡及び譲受	欄外記載(※1)
事業の分割、合併及び相続	欄外記載(※2)
事業計画の変更 ・営業所の新設、廃止	精算します
事業計画の変更(上記以外)	精算しません

※1 年度途中で事業の譲渡及び譲受に係る認可を受けた事業者にあつては、譲渡人が負担金を一括納付していた場合には精算しないものとし、譲渡人が負担金を一括納付していない場合にあつては譲受人に対し未納分に係る負担金を請求します。

※2 年度途中で事業の分割、合併、相続の認可を受けた事業者にあつては、認可に伴い許可に基づく権利義務を承継することから精算をしません。

(4) 納付期限

- ・納付期限は5月末日です。
- ・分割納付をご希望の場合は、各四半期(4～6月分)を5月末日まで、(7～9月分)を8月末日まで、(10～12月分)を11月末日まで、(1～3月分)

を2月末日までに納付して下さい。

※ 分割納付の場合の納付期限は5月、8月、11月、2月の末日です。

(5) 延滞金について

納付期限までに負担金の納付がない場合には、道路運送法（以下「法」という。）第43条の15第5項及び法施行規則第34条の10第2項の規定により、納付期限の翌日から負担金を納付するまでの日数1日につき1万分の4の延滞金を徴収します。

なお、延滞金総額が、1,000円に満たない場合は、その納入を免除します。延滞金総額の10円未満の端数については、10円単位に切り捨てます。